

氏名	八木 雄一郎
学位の種類	博士（教育学）
学位記番号	博乙第 2826 号
学位授与年月	平成 29 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	国語科における「古典」概念の形成過程

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	甲斐雄一郎
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	塚田泰彦
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	國分麻里
副査	筑波大学教授	博士（文学）	谷口孝介

論文の内容の要旨

八木雄一郎氏の博士学位論文は旧制中学校の国語科において「古典」という概念が形成されてきた過程と、その過程において「古典」の定着と共有を可能にさせてきた論理を明治 20 年代から昭和 10 年代の文献資料に基づいて、その間の旧制中学校の国語科教育に関連する法令の変遷の要因について分析・検証を通して明らかにすることを目的としたものである。その要旨は以下の通りである。

序章で著者は国語科のカリキュラムにおける「古典」の位置づけ、及び中等国語教育史に関する先行研究について紹介し、本研究の方法としてとくに国語科内の「講読」のみならず「国文学史」の教育内容に着目する意義をハルオ・シラネの議論に依拠しつつ述べるとともに、論文構成の説明を行っている。

第 1 章で著者は明治 20 年代における「国語」に関する議論を整理した上で、そこでの動向と明治 30 年代の国語科の教育内容との関連を検討している。その結果、国語科においては、「古文」の教育的価値が認められながらも、日常的に使用する言語文章（「国語」「普通文」）の教育を中心的なものにしていくという考え方が明治 20 年代を通して広まっていく様子を明らかにしている。

第 2 章で著者は中学校教授要目（明治 35 年）までの過程において「国文学史」が学校教育の中でどのように意味づけられ、論じられてきたのかを検討し、「国文学史」（＝「古典」）が国語及漢文科の一科目として定着するまでの過程を明らかにしている。

第 3 章で著者は中学校教授要目（明治 35 年）の原案である『尋常中学校教科細目調査報告』の調査

委員を務めた上田万年と小中村義象の「対立」の論点の分析を通して、この要目において「国文学史」の設置が持つ意味について考察し、学校教育における中心的な規範性を持つ文体として、上田が主張する近古時代以降の和漢混淆文体を認める「講読」観がこの要目において示されることとなり、中古文の扱いについては結果として上古時代のテキストともに国文学史に位置づけられたことを指摘している。

第1章から第3章までを通して国文学史の成立過程を明らかにした著者は、第4章で明治44年の中学校教授要目改正において、「国文学史」が廃止された事実に着目し、その背景として文部省の諮問「国語科に於て国文学史を教授するの要否」に対する中学校長会議の答申「国文科に於て国文学史を教授するを要せず」を挙げ、その答申以前から各種教育雑誌で、「国文学史」の存廃をめぐる議論があったことを指摘し、「国文学史」の廃止は教科内容の精選への志向の反映であり、「国文学史」が結果的には「普通教育」の内容を逸脱するものとして判断されたと指摘している。

第5章で著者は昭和6年の中学校教授要目改正において、上古文・中古文が「国語講読」の内容として認められることになり、さらに「国文学史」も再び採り入れられることになった過程を明らかにするために、保科孝一が主幹を務めた雑誌『国語教育』掲載の論考、また保科が編集した国語教科書の教材構成の分析を行っている。その結果、国語科が教科内容として文章規範のみならず、国民性の涵養までも含みもつことになったこと、また大正後期における「現代文」という概念の定着が、近世時代以前のテキスト群を包括する「古典」という概念の形成をもたらしたと結論づけている。

第6章で著者は昭和18年の中学校教科教授及修練指導要目において、「国民科国語」の「教授方針」に「古典トシテノ国文」という文言が記述されることになった要因とその意味を考察した上で、「古典」概念の成立時期についての考察を試み、近世以前のテキスト群を「古典」としてとらえ、それを「国語講読」の一内容として扱う認識が共有されていたのは昭和6年の要目改正の時点であり、それを法令上で明示したのが昭和12年の要目改正であることを根拠として、「古典トシテノ国文」は、昭和6年及び12年の時点で確立された概念を継承したものであるという見解を示している。

終章で以上の考察をふまえ、著者は明治35年から昭和18年に至るまでの制度の変遷を促進した要因について整理するとともに、国語科における「古典」概念は昭和6年の時点で成立したこと、また「古典」とは「国語」との相対的な位置において規定され、変化してきたものであったことを確認している。

審査の結果の要旨

(批評)

「古典」概念の形成に関する探究として、漢文の動向についての考察については課題を残すものの、中等国語教育の教科内容を「講読」のみならず「国文学史」の変遷について、制度の展開のみならず、時代背景、具体的な教科書教材に関する分析を行うことによって、的確に整理してその要因を解明した点に本研究の価値がある。その成果は中等国語教育史研究に新たな視点を提示するばかりではなく、今後の国語科の教育内容論に関して貴重な示唆を与えることが期待され、国語教育研究として高く評価される。

平成29年2月6日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、学力の確認を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。